

## パリッタ (Paritta) 儀礼の歴史的背景

——アッタカタ―文献を中心にして——

片 山 一 良

### I

ヨコのものをヨコに見る、タテのものをタテに見る——この見方をわれわれは *orthodoxy* と呼ぶ。ところが、ヨコのものをタテに見るとどうなるか。これは、ヨコのものをヨコに見る場合の側面的見方となる。 *heterodoxy* だ。

儀礼では時間よりも空間が強調される。儀礼の演出は過去の再現であり、時間的な経過、あるいは推移によりもむしろ空間的な関わり、あるいは意味に重きが置かれる。したがって儀礼研究は、ヨコの空間に焦点を絞って、その構造、機能を明かすところに第一の目的がある。例えば一つの儀礼を取り上げる場合、これを他の地域での事例と比較し、その儀礼の特質、ないし儀礼を構成する要素、およびその意味を探るのだ。これは今日人類学者たちのよくするところであって、まさにヨコのものをヨコに見る正攻法に外ならない。

しかしながら、われわれは儀礼の中に歴史的な意味があることを知っている。いかなる儀礼といえども一時に出来上がったものではない。長い歴史を経て、入念に仕上げられた結果として、われわれの眼前に置かれているのである。ここに儀礼を歴史的に見る必要を感じ、ヨコのものをタテに見ようとする立場が生まれる。もちろんこれは資料的な制約から決して十分な成果を期待しうるものではない。しかし特に仏教儀礼を扱う場合には欠かすことのできない手続きであるに違いない。しかもそれは仏教学にたずさわる者、即ち、仏教の教理や歴史に親しむ者が行ないうる唯一の儀礼研究であるとも言えるだろう。

本稿は、こうした観点から、今日スリランカ、ビルマ、タイなどのいわゆるテーラヴァーダ仏教国で盛んに行なわれているパリッタ儀礼の歴史的背景を探ろうとするものである。そもそも、テーラヴァーダ仏教は、その戒律の厳しさから、

「戒律仏教」と呼ばれるが一方では護呪經典（パリッタ）を重視し、これをもって現実的な民間レヴェルの宗教的欲求を満たそうとしたり、現世利益的な解決を図ろうとするところから「パリッタ仏教」とも呼ばれる。「パリッタ儀礼」とは、そうしたテーラヴァーダ仏教の最も重要な核を成すものであって、それに対する理解は、そのままテーラヴァーダ仏教の本質的理解につながるものであると言っている。以下は、な<sup>(1)</sup>かんずくスリランカを対象とした場合の試みである。

## II

パリッタ儀礼が、いつ、どこで、どのようにして、あるいは何を目的として行なわれたかを歴史的に明確に跡づけることは極めて難しい。しかしわれわれは、パーリ語文献から粗雑ながら、ある程度窺うことができる。とりわけパーリの註釈文献であるアッタカター (Aṭṭhakatha) は、古代のインドおよびセイロンの風俗、習慣を伝えるところが多いため、この種の有効な資料たり得よう。ここでは、そのアッタカターの若干ではあるが重要な記述を紹介し、過去においてパリッタ儀礼が、いかにして、いかなる意味で行なわれたか、またそれがスリランカにおける現行のパリッタ儀礼にどう関わっているかを明らかにしたい。

まず、儀礼の由来を『法句経註釈』<sup>(2)</sup>によって紹介しよう。

パリッタ (Paritta) 儀礼の歴史的背景 (片山)

師は、夕方、城門に立って、アーナンダ長老に話しかけられた。「アーナンダよ、この『宝経』 (Ratana-sutta) をもってリッチャヴィ族の青年たちと一諸に歩き回り、ヴェーサーリーの三城壁内で、パリッタを行なうがよい (paritam karohi)」と。長老は、師によって授けられた『宝経』をもち、師の石鉢 (selamayapatta) に水を容れて城内に立ち、願をかけた後、如来の十波羅蜜、五大施、世間利益行・智利益行・覚利益行なる三行、最後生における入胎・生・出家・願行・菩提座における隆魔・一切知智の通達、九出世間法という、これらすべての仏徳を念じて都に入り、徹夜して三城壁内でパリッタを行ないながら歩き回った。長老が「ヤン キンチ」 ("yaṅ kiñci)<sup>(3)</sup> と唱えた瞬間、上に撒かれた水が悪霊 (amanussa) どもの上に落ちた。三偈の後、銀の耳飾りのような水滴が空中に昇り、病人の上に落ちた。病気がたちまちにして治り、人々は次々立ち上って長老をとり囲んだ。「ヤン キンチ」という言葉が唱えられた後、それまで燃え木のゴミのための壁などの場所に棲みついていた悪霊どもらは水に触れ、それぞれの入口から逃げ出した。入口は何千もあったが、そこに場所を占めることのできないものは、城壁を破って逃げ出してしまった。

大衆は、都の中央にある集会堂をあらゆる香で塗り、黄金色に輝く鮮やかな天蓋を結び、仏座を設けると、師に告げた。師は、設けの座にお坐りになった。比丘衆も、リッチャヴィの人々も師を囲んで坐った。神々の王サッカ (Sakka) も、神々の衆に囲まれて、ふさわしい場所に立った。長老もまた、都中を歩き回った後、病気が治った大衆と共にやって来、師を拝して坐った。師は会衆を眺め、かの『宝経』を唱えられた。説示の終りに、八万四

千の生類が法を悟った。

このようにして翌日も、という具合に七日間、その経のみが示された。「師は」すべての恐怖が鎮まったことをお知りになると、リッチャヴィ族の人々に話しかけられた後、ヴェーサーリーから去って行かれた。

これは、仏陀がヴェーサーリーの飢饉・疫病から人々を救われた『ガンガローハナ経』(Gangārōhana-sutta)の物語として有名であるが、この記述からわれわれは「パリッタ儀礼」について次のことを知る。

- (1) 職能者は比丘である。仏陀によって「パリッタを行うがよい」と言われてアーナンダ長老が仏徳を念じ、パリッタを行なった。仏陀も『宝経』について説示された。
- (2) 患者あるいは依頼者はヴェーサーリーの人々(仏教徒)である。
- (3) 対象は悪霊(amanassa)である。
- (4) 場所はヴェーサーリーの三城壁内である。
- (5) 時間については、アーナンダ長老によって夜通し行なわれた。ただこれが七日間にわたったものかどうか明らかではない。仏陀が七日間、『宝経』を誦唱されたことは確かである。夜を徹して行なわれるパリッタは sarvara-trika-pirita として、又、七日間続けて行なわれるパリッタは sati-pirita として、今日もスリランカで見ることが

できる。

(6) 供物については記されていない。強いて言えば『宝経』という経文である。この経は『ガンガローハナ経』とも呼ばれた。

(7) 道具として「仏陀の石鉢」および「水」が用いられた。前者は、仏教徒にとって護呪の役割を果し、後者は汚れを洗い流す役目を持つ。今日では、仏陀のシンボルとして「舍利の小壺」(dhātu-karaṇḍu) が用いられ、又、「水」(pīrit-pāṇ) を容れた水瓶 (pīrit-pāṇ-kalaya) が不可欠の要素として置かれる。

(8) 経文は『宝経』(Ratana-sutta) である。今日では一經に限定されず、護呪經典全体を収めた「ピリット書」(pīrit-pota) が用いられ、又、目的に応じて唱えられる。

(9) 目的は飢饉、疫病の除去である。パリッタ(経文)が唱えられ、水が悪霊に触れると悪霊は退散し、水が病人にかかると病氣は治った。

(10) その他として、目的が達せられると、人々は天蓋や座席を設けて、師を迎えた。そこに神々も集まった。そして師の説法が行なわれた。これは信者による布施(dāna)であり、又、比丘(サンガ)の感謝(anumodanā)を示すものである。尚、ここに神々が臨席していることは重要な意味を持つ。

上記の資料とほとんど同じ内容が、同じくアッタカターの『小誦経註釈』<sup>(4)</sup>に見られる。したがって、古くはパリッタ儀礼がこのような由来を持つものと理解されたい。

古代セイロンでは、これに因んで飢饉などが発生した場合に、パリッタ儀礼が行なわれた。文献で知られる最も古いところでは、4Cのウパティッサ一世 (Upatissa I, 368-410 A. D.) によるものがある。<sup>(5)</sup>

彼(ウパティッサ王)の時代に島は飢饉・悪疫の苦しみに責められた。罪悪の黒闇を払う燈明に喩えられるかの善良なる王は、比丘たちに尋ねた。「尊者がたよ、世間が飢饉その他の恐怖に悩まされている時に、世尊は何か世間の利益をおはかりにならなかったのか?」と。「比丘たちは」そこで『ガンガローハナ経』(Gāṅgārōhasutta)の由来を教示した。王はこれを聞いて、純金の仏舎利像を造り、師の石鉢(sīlapatta)に水を満たして手の上に置き、その像を彼の大車に載せた。そして自ら戒を受持し、大衆に受けさせて大施を起し、生きとし生けるものに安全を保証し、心地よき天界のように都を飾らせ、島に住むすべての比丘を伴って、大道を下り行った。

そこに集まった比丘は『宝経』(Ratana-sutta)を唱え、同時に水を撒きながら右回りにめぐり、夜を徹して王宮の傍、街路、城壁の近くを巡行した。朝日が昇ると、大雨が地上に降った。病気に悩む者はすべて快くなり、祭が行なわれた。人王は「島に飢饉、悪疫その他の災難がある時はこのように行なえ」と命じた。

この時の儀礼は、説明にある通り、ヴェーサーリーの例に

パリッタ (Paritta) 儀礼の歴史的背景 (片山)

従ったものである。同じようなことで、この外に、カッサパ五世 (Kassapa V, 914-923 A. D.) の時代に都で、三宗派(大寺派、無畏山寺派、祇陀林寺派)の比丘らによって、疫病、旱魃の除去を願って行なわれている。<sup>(6)</sup> これより後のパラッカマバーフ二世 (Parakkamabāhu II, 1236-1270 A. D.) の時代にも、他の供養と共に大がかりに行なわれたことが知られる。『小史』の伝えるところは次の通り。<sup>(7)</sup>

悪星 (pāpasāha) の影響により、島は猛暑に襲われ、すべてが焼かれてしまった。作物は萎え、島の全住民は克服し難い飢饉に恐れ戦いた。そこで王は、三宝、塔 (cetiya)、菩提樹、神の中の神にして大威力あり供養を受くべき最勝のナータ (Nātha) 神、メッテヤ (Metteyya) 菩薩を種々の供物によって崇め、全島に大祭を行なわせた。そして大比丘衆を集め、供養を行なった後、パリッタを唱えさせ (parittān bhāṇāpetvā)、大師の歯舍利 (dāhādhatu) をもって都の中を右回りにめぐらせ、「雨よ降れ!」と心に念じた。するとその時、ここかしこより大雲起り……猛暑を消滅させ……飢饉を滅しつつ……降り始めた。

この例では、パリッタ儀礼がはっきり雨乞い儀礼として行なわれていることが分かる。仏陀の「歯舍利」を使用していることは、これ迄の例と異なるものではない。こうした例の外に、若干、形を変えたものも知られる。それはセーナ二世 (Sena II, 853-887 A. D.) によるもので、この時には、「仏舍利」の代わりに「アーナンダ像」が使用されていることが注

目される。『小史』<sup>(8)</sup>によると、「王は、アーナンダ像 (Ananda-patima) を引いて都を右回りにめぐり、比丘たちにパリッタを次々唱えさせ、パリッタ水 (paritodaka) を注ぎ、人々を病気無きものとし、かくて自己の領土から恐怖を追い払った」とある。「アーナンダ像」は先に見た仏陀時代におけるアーナンダの活躍が称えられて用いられたのであろう。いづれにしてもこの「アーナンダ像」は護符の役目を果している。このように、スリランカでは古くから、『ガンガローハナ経』の故事に因んでパリッタ儀礼が行なわれているが、ヴェーサーリーの話の内容そのものが史実であるかどうかは定かではなく、あくまでも伝説の域を出るものではない。<sup>(9)</sup>

### III

上で見たパリッタ儀礼は、いずれも飢饉などの際の屋外で行なわれたものであるが、屋内においてはどのようにされたのであろうか。これを再び『法句経註釈』<sup>(10)</sup>によって見ることにしよう。話は、七日後に死を宣告された息子 (Dighāyu) を持った父親バラモンが仏陀に助けを求めたものである。

「もし、そなたが自分の家の入口に、仮屋 (mandapa) をこしらえて、その中央に椅子 (pīṭhika) を作り、それを囲んで八つ、または十六の座席を用意し、それらにわが弟子を坐らせて七日間、中断せずにパリッタを行なうこと (paritāṇ kāmā) ができ

るならば、彼〔息子〕の厄難は消えるであろう」

「おお (ho) ゴータマさま、私は仮屋を作ることができません。しかしあなたさまのお弟子がたをどのようにして得ることができるでしょうか？」

「そなたが、そのようにしたならば、私は弟子らを遣そう」

「承りました、ゴータマさま」

彼〔父親〕は、自ら家の入口で、すべての準備を終えると、師のもとへ行った。師は比丘たちを遣わされた。比丘たちは行ってそこに坐り、子供も椅子に坐らせた。比丘たちは七日間、昼夜間断なくパリッタを唱えた (paritāṇ bhanīsu)。七日目に、師は自らやって来られた。そこへ輪囲山 (Cakkavāḷa) 全体の神々が集まった。

さて、アヴァルツダカ (Avaruddhaka) なる一夜叉 (yakha) は、十二年間ヴェッサヴァナ (Vessavaṇa) 「夜叉王」に仕え、そのもとで恩寵を得て「今から七日目にこの子を捕えてよい」との許しを得た。かの夜叉はそのためにここへ来て立っていたのである。師がそこへ行かれ、大力の神々が集まると、力の弱い神々は引き返して、場所を明け渡し、十二ヨージュナの距離を戻った。アヴァルツダカもまたそこまで戻った。

師は、夜を徹してパリッタを行なわれた。七日目は過ぎたが、アヴァルツダカは子供を捕えることができなかった。八日目、朝日が昇るや、人々は子供を連れて来て師に礼拝させた。師は「長寿であるように！」と言われた。

この記事は、われわれに古代における屋内のパリッタ儀礼が、次の要領で行なわれていたことを伝えている。

(1) 職能者は比丘である。仏陀および仏弟子によってパリッタが唱えられた。

(2) 患者はバラモンの子 (Dighayu) で、依頼者はその父親である。依頼者がバラモンであることは若干奇異に感ずるが、彼がかつて出家者であったことを考えればそれはさほどの異和感をわれわれに与えるものではない。しかもこの記述には現われていないが、当然のことながら、この儀礼を行なうに当っては子も父親も仏教徒として受戒していなければならない。

(3) 対象は夜叉 (yakha)、つまり悪霊である。

(4) 場所は、バラモンの家の入口に設けられた仮屋 (mandapa) である。比丘、および患者がこの中に坐った。ここは聖なる場所である。今日スリランカではこれを mandapaya と呼ぶ。Kotuva と言われる囲いであることもしばしばだ。中世のセイロンには「パリッタ堂」(paritagga) と呼ぶ場所もあったことが伝えられている。<sup>(11)</sup>

仮屋の中央には椅子が置かれ、その囲りに八、または十六の座席が設けられた。このことは、この種の儀礼が偶数人の職能者を必要としたことを物語っている。今日でも儀礼が長時間にわたる場合には偶数人が必要とされ、二人、または四人交替で誦唱が行なわれることになっている。したがって数の設定は、かなり古くからな

れていたと見てよいだろう。

(5) 時間は、七日間にわたるものである。この間、決して中断されることなく、連続してパリッタが唱えられる。これは今日も同じで、satipita と呼ばれるものだ。七日目に仏陀が来られ、夜を通してパリッタが唱えられる。この時、神々も集っている。この場合の神々の参集は、今日の「神々の招待儀礼」をわれわれに想起させる。また、八日目に、それも朝日が昇る頃にパリッタの誦唱が終了するのは、今日も同じである。朝明けは、闇を破るものであり、除魔を意味するのであろう。これよりわれわれは、スリランカにおける現行の satipita が遅くともパーリの註釈時代までに確立していたことを知る。

(6) 供物についてはここに何も示されていない。「パリッタ」という経文以外に知ることができない。

(7) 道具についても何も示されていない。

(8) 経文は「パリッタ」とあるだけで特に限定されていない。おそらく後述の『慈経』(Metta-sutta)、『宝経』(Ratana-s.)、『アーターナーティヤ経』(Āṭānāṭiyas.) などを含むのであろう。

(9) 目的は夜叉(悪霊)からの防護である。

(10) その他、この儀礼の目的が遂行されると仏陀による説法が行なわれていた。

以上の外に、われわれは、この資料では道具としてIIで見た「水」、或いは今日重要な儀礼の講成要素となっている「糸」に言及されていないことに注意したい。このことは、当時屋内におけるパリッタ儀礼では水(水瓶)も糸も使用されていなかったか、或いは使用されていたにしても未だ重要な儀礼の要素にはなっていないか、のいずれかを物語るものと言ってよいだろう。

「水」(或いは「水瓶」)および「糸」は、今日のスリランカにおけるパリッタ儀では不可分にして不可欠な講成要素であるので、ここでしばらくそれらについて考えてみる必要がある。しかし残念なことにわれわれは、水(水瓶)、糸に係したパリッタ儀礼の例を文献の中に殆んど見ることができない。次の『ジャータカ』<sup>(12)</sup>の記述は、貴重な一例である。その物語の一部を紹介すればこうである。

ベナレスのブラフマダッタ王の百番目の王子として生まれた菩薩は、王宮に來た独覚(paccekabuddha)たちに、「あなたはこの都の中で領土を得ることができません。ここから百二十ヨージュナ離れたガンダーラ国のタッカシラーへ行くことができれば、それより七日目に領土を得ることができます。でも途中には夜叉女の棲む森があって障害となりましょう」と言われた。そこで菩薩は、独覚たちにパリッタを行なわせ (parittam kārāpetva) パリッタ砂とパリッタ糸とを持って (parittavālikaṃ ceva parittasuttakaṃ ca ādāya) 出かけた。……菩薩は、その日、かの家におい

てパリッタ砂を頭にふりかけ (parittavālikaṃ sise pakkhipitvā) パリッタ糸を巻きつけ (parittasuttaṃ parikkhipitvā) 武器を携えて (khaggam gahetvā) 立ったまま、日の出を待っていた……。

これは『ジャータカ』の物語の部分であるから、いわゆるアッタカタールに属するものであるが、年代的にはかなり古い。ここにある「パリッタ砂」については他の資料に見ることができないし、今日も「砂」を用いる場合について殆んど聞かない。<sup>(13)</sup>砂がいかなる効力を持つものか明らかではないが、ここでは少くとも「水」に等しい呪的な役割を果しているように思われる。水を期待し難い地理的な要請から、このように用いられたものか。いずれにしろ、ここに見られる「砂」と「糸」は、今日の「水」と「糸」をわれわれに想起させるものである。なお、この記述にある「七日目」という言葉は、sati-pīṭa につながるものと見ることができよう。

次に、述べられている時代的背景として、上記資料に劣らず古いものに、セイロンの『大史』の記事がある。ここには「水」、「水瓶」、「パリッタ糸」が登場する。その一文は次の通り。<sup>(14)</sup>

ヴィジャヤ (Vijaya) の来島に当り、仏陀はサッカ (Sakka) にその守護を命じられた。サッカはウッパラヴァンナ神 Uppalavaṇṇa-deva) にその守護を托した。ウッパラ神は遊行者の姿をし

て、ヴィジャヤたちに、「ここには人はいない。あなた方に危難が起ることはないであろう」と言って、水瓶 (Kundika) より水 (Jala) を彼らに注ぎかけ、彼らの手に糸 (sutta) を結び、空へ去って行った。……夜叉女……現われた。……パリッタ糸 (paritta-sutta) の威力によって、夜叉女は彼を食べることができなかった。……ヴィジャヤは危難があるとにらんで五武具 (pañcāyudha) を身につけて……。

これは、セイロン初代の王とされるインド人ヴィジャヤの時代のことを述べるものだが、これをそのまま史実として受けとることは勿論できない。しかし、『大史』が編纂された6C以前の古代セイロンでこのような習慣が（先に見た4Cのウパティッサ一世の場合も含め）、インドからの影響であるにせよ、存していたことは事実として認めざるを得ないだろう。この記事の中では「パリッタの誦唱」に何ら言及されてはいないが、ここに見える一連の行為が仏陀の命令に基づく仏教徒（≡神々）による「パリッタ儀礼」であることは明らかであり、しかも「水」と「糸」がはっきり護呪の役目を果していることが分かる。特に、「糸」が「手」に結ばれることは、今日の儀礼でも見られるところである。なお、ここに言う「五武具」はまた、護符として今日もスリランカで使用されていることを付言しておこう。

以上のように、「水」、「糸」についてわれわれは殆んど見るべき資料を持たないが、これらが古代のインドで使用され

ていたことだけは確かめることができる。現在スリランカで「屋内」の儀礼において「水」、「水瓶」が「糸」と共に必ず用いられることは、こうした古代インドにおける習慣の名残りに外ならない。ただこうしたものが、いつ頃スリランカで採用され、又、今日のようなパリッタ儀礼がいつ頃から行なわれるようになったかは明らかでない。一説には、ポロンナルワ時代以降のこととされるが、それを確証するに足る資料は目下見出され得ない。おそらく儀礼全体がその頃にまとめられたということを言うのであって、個々の要素についてはもっと早い時代であることは、これ迄見て来たアッタカタ文獻などに徴して明らかである。

#### IV

次に、パリッタ儀礼の「作法」(parikamma) について見ることにはしたい。『長部註釈』<sup>(16)</sup> はこれを以下のように述べている。

ここに、パリッタの作法が語られねばならない。

最初に『アーターナーティヤ経』(Āṭāṇāṭiya-sutta) が唱えられてはならない。『慈経』(Metta-sutta)、『旗先経』(Dhajaḅga-sutta)、『宝経』(Ratana-sutta) が七日間唱えられるべきである。もし「悪霊がそれで」離れるならば良い。だが、離れぬならば『アーターナーティヤ経』を唱えるべきである。それを唱える比丘は、小麦粉 (pittha) や肉 (mamsa) を食べてはならないし、

墓場に住んではならない。なぜか？ 悪霊 (amanussa) どもが憑くからである。緑に覆われた (harita-upatta) パリッタ儀礼の場所 (paritta-karaṇatthana) を作らせ、そこに清浄な坐席を設けて坐るべきだ。パリッタを行なう比丘 (paritta-karaka-bhikkhu) は、寺 (vihāra) から「患者の」家 (ghara) へ、楯 (phalaka) や武器 (avudha) を携えた案内者によって護衛されねばならない。屋外に坐って唱えてはならない。戸や窓を閉じ、坐者は武器を手にした人々に囲まれ、慈悲心に導かれて唱えるべきである。

まず初めに、「患者に」学処 (sikkhāpada) を授け、戒 (sīla) を守らせた後、パリッタを誦すべきである。このようにしても、まだ「悪霊を」去らせることができないならば、寺へ連れて行って、塔の中庭 (cetiyaṅgana) に横たわらせ、坐所の供養 (asana-pūjā) を行ない、燈明をつけ、塔の中庭を掃除した後で「吉祥偈」(Mangala-gāthā) を唱えるべきだ。

「神々」すべての集まりに告げられねばならない。もし寺の園林 (upavana) に古い樹があるならば、そこへ「比丘サンガは、あなた方の来集を待っている」という使いを出すべきである。すべてが集まる場所にどうしても来ることができない時は、それより悪霊憑依者 (amanussa-gahitaka) に、「お前の名前は何か？」と問うがよい。名前が述べられると、その名前でもってのみ、呼びかけるべきだ。「かかる名前の者よ、お前には香花などの利益 (pati) がある。坐所の供養の利得がある。托鉢食 (piṇḍapāta) の利得がある。比丘サンガは、お前のために贈り物 (paṇṇākāra) として「大吉祥偈」(Mahānāgalagāthā) を唱えたのだ。比丘サンガに対する尊敬より、この者「患者」を解放せよ」といって

離れさせるべきである。しかし、もし離れないならば、神々に告げるがよい。「どうか聞いてもらいたい。この悪霊はわれわれの言葉に従おうとしない。われわれは仏陀に従うことにする」といって、パリッタを唱えるべきである。以上、これが在家者のための作法である。

ところが、もし比丘が悪霊に憑依されたならば、諸々の座を清め、すべての「神々の」集まりを呼び出し、香花などの利得を与えた後、パリッタを誦すべきである。これが比丘のための作法である。

この記事は「悪霊に憑依された者」に対する儀礼について述べたものだが、われわれに実に多くのことを伝えてくれる。それは今日行なわれる儀礼と比べれば明らかとなる。記述の順序に従って、以下にこれを列挙してみよう。

- (1) この種の儀礼は、七日間にわたって行なわれる。これは既に見た通り、今日 satipīṭṭha と呼ぶ儀礼として存する。
- (2) 唱えられる経は、『慈経』、『宝経』などに始まり、最後は『アーターナーティヤ経』に終る。これは今日でも殆んど変わらない。ただし、ここに『大吉祥経』(Mahānāgalasūta) の名が見られないことは異なる。今日、スリランカでは『大吉祥経』は『慈経』、『宝経』と共に最も重要な經典と見なされ、どのパリッタ儀礼でも唱えられるのである。
- (3) 唱える比丘は、小麦粉、肉を食べてはならない。墓場に

住んではならない。つまり、こうしたことを行なえば悪霊に憑かれるという信仰が古代のインド、或いはセイロンにあった。しかし今日このようなことは比丘の間で守られていない。

(4) 儀礼の場所は緑に覆われていなければならない。このことは緑の樹に神々が棲むと見なされたものか。今日、屋内に設けられた囲い(聖所)の上に張られた白い天幕に種々の樹の葉が吊り下げられるのは、このことを意味するのであろう。

(5) 比丘が患者の家へ行く場合、護衛されねばならない。

(6) この種の儀礼は、屋内で、しかも戸や密を閉じて行なわれねばならない。

(7) 患者は戒を守らねばならない。つまり、仏教徒でなければならぬ。

(8) 寺における塔の中庭は、浄化作用をもつ場所である。

(9) この儀礼には、神々が招待される。これは今日の *sati-pita* の七日目に行なわれる「神への使者」(*deva-dūta*) 儀礼の始まりを示すものと見ることができよう。

(10) 悪霊、神々に (*Mahā*) *Māṅgala-gāthā* を唱えて贈る。今日 *Mahā-māṅgala-gāthā* *Mahājāyamaṅgala-gāthā* が唱えられることはこれに関連する。勿論 *Māṅgala-sūtra* (吉祥経) とは区別されねばならない。

パリッタ (*Paritta*) 儀礼の歴史的背景 (片山)

なお、ここに「パリッタ儀礼」に相当するパーリ語 *Paritta-karaṇa* が示されていることも注目してよい。

## V

以上、われわれは、アッタカター文献を中心として「パリッタ儀礼」を見て来たが、ここに一つの重要な事柄に気付く。それは、古代のアッタカターに述べられているパリッタ儀礼はいずれも悪霊 (*amanussa*) を対象とし、七日間(一週間)にわたったものであるということである。憑依された場合は勿論だが、飢饉・疫病にしろ、それを悪霊の仕業と見てこれを追い払うことにつとめ、パリッタが唱えられている。換言すれば、神々の配下にある悪霊を慰撫することを目的とし、そのために、人々を守護する神々を誦唱の場に招待することによってそれを可能ならしめているということである。このことは、今日のスリランカで、結婚、安産、病氣治療、悪霊払い、新築、移転、旅行、開業など、ひろく無病息災を目的として行なわれているパリッタ儀礼が、畢竟この「悪霊」のもたらす不幸を除去しようとするためのものであることを、更に言うならば、「パリッタ」の原義である「防護」のためであることを如実にわれわれに教えてくれていると言えるであらう。

最後に、比丘がどのようにして患者から要請を受けるかに

ついでに興味ある規定を、セイロンにおける後期の文献『パリ外律決定録』<sup>(17)</sup>から紹介し、「パリッタ儀礼」理解の便に供したい。

「病人のためにパリッタを行なって下さい (parittam karotha)、『尊者よ』と言われた場合、行なってはいけない。しかし「唱えて下さい (bhaṇatha)」と言われたならば、誦すべきである。もし「人々は知らないのだ、行なわれなければ悔いが残るに違いない」というのなら、行なうべきだ。

「パリッタ水 (paritodaka) とパリッタ糸 (paritasutta) を作って与えて下さい」と言われた時も、彼らのために、手で水を撒き、糸に触れて与えるべきではない。もし、寺 (vihāra) から水を、或いは自分の所有している糸を与えるならば悪作 (dukkata) である。人々が水と糸を持ってきて坐り、「パリッタを唱えて下さい」と言う時は、唱えてやるべきだ。もし人々が知らないのなら、説明してやらねばならない。坐っている比丘らの足に水を注ぎ、糸を置いて行き、「パリッタを行なって下さい。パリッタを唱えて下さい」と言う時は、足を引っこめるべきではない。なぜなら、人々に悔いを残すことになるからである。

村内 (antogāma) であっても、病人のために「人々が」寺へ使いを出し、「パリッタを唱えて下さい」というならば誦すべきである。村内の王家などで病気とか災難 (upaddava) が生じた場合に、人々が呼びに来て「誦して下さい」というならば、『アーターナーティヤ経』などを唱えればよい。「来て、病人のために学処 (sikkhāpada) をお授け下さい。説教をして下さい。王の後宮 (rajañteपुरa) とか大臣の家に来て、学処をお授け下さい」とい

って使いをよこした時も、行って学処を与え、説教をしなければならぬ。

「死者たちに囲まれたので、来て下さい」と人々が呼びにきた場合、行くべきではない。「われわれは、墓所 (sivathika) を見、不浄 (asubha) を見て死念 (maraṇasati) を得るだろう」ということで、瞑想対象 (kammaṭṭhāna) を頭において出かけるならばさしつかえない。

一撃が与えられて死んでも死にはならない、という意味の無罪が説かれているからといって、これだけで、悪霊に憑依された者 (amanussagahita) に一撃を与えるべきではない。ターラ葉 (tālapaṇṇa) か、パリッタ糸 (paritasutta) が、手、または足に結ばれるべきだ。『宝経』などのパリッタが唱えられねばならない。「戒行の比丘を害してはならぬ」という説教が行なわれるべきである。或いは『アーターナーティヤ・パリッタ』<sup>(18)</sup> (Aṭṭhāṭṭya-paritta) が誦されるべきである。

この規定は、比丘がパリッタ儀礼に対していかなる態度をもって臨むかを説明したものであるが、ここには長い伝統を背負う比丘の現実が示されていると見てよい。特に、パリッタは「行なう」(karoti) ではなく、「唱える」(bhaṇati) ものであるということを強調しているのは注目値する。パリッタを「行なう」ことも「唱える」ことも内容的には同じであっても、彼らの意識の中では、「行なう」ことは「儀礼を行なう」ことであるから律 (Vinaya) に違背するものと考えられたのであろう。したがって、声に出して言う時は「パ

リッタを唱える」と言わなければならないというわけだ。しかし、少くともここに述べられていることからすれば、「行なう」のも「唱える」のも同じ儀礼であることに変わりはなく、現代のわれわれの目にはこの規定が一種の詭弁にさえうつってしまう。しかも、既に見た『法句経註釈』などにおいて、仏陀が自ら「パリッタを行なうがよい」(parittān karohi)と言われたとするアッタカターの記事を想えばなお更である。

ともかくわれわれは、この規定から、パリッタは「行なう」ものではなく、「唱える」ものであることを学ぶ。又、儀礼において重要な「水」および「糸」がすべて依頼者によって用意されて来たものであること、或いは又、付随的な事柄として、比丘は不適當な時間でもパリッタの要請があれば村内に入る<sup>(19)</sup>ことができたことなど、いくつかの歴史的事実を知り得る。ただし、これら諸規定は、先のアッタカターと同じく確かに「パリッタ儀礼」に関する興味ある側面を伝えているものであるが、この規定自体が実は、律に定められていない部分であり後世になって補足されたものであって、比丘にとって絶対遵守の重みを持つものではなかった<sup>(20)</sup>というところを、一方でわれわれは承知しておく必要があるだろう。

註

(1) スリランカにおけるパリッタ儀礼については、拙稿「パリ

パリッタ (Paritta) 儀礼の歴史的背景 (片山)

ッタ (paritta) 儀礼——スリランカの事例」(駒沢大学宗教学論集第9輯) 参照。

(2) *Dhammapadatiḥakathā* III. p. 441-442.

(3) *Ratanasūtra* 本文の始まり (*Khuddakapāṭha* p. 6; *Suttanipāta* v. 224) の一句。

(4) *Khuddakapāṭhathakathā* = *Paramathapāṭha* I. p. 164 f.

ここでは、仏陀がアーンダ長老に「アーンダよ、この『宝経』をもって、バリ儀礼 (balikamma) の利益を得、リッチャヴィ族の青年たちと一諸にヴェーサーリーの三城壁内を歩き回ってパリッタを行なうがよい」と言われたことになっており、パリッタがバリ儀礼と関連して示されていることが注目される。バリ儀礼については、拙稿「バリ (Bali) 儀礼——歴史とその意味 (上)(下)」(駒沢大学宗教学論集第7、8輯) 参照。

(5) *Cūlavamsa* 37. 189-198

(6) *ibid.* 52. 80

(7) *ibid.* 87. 1-9

(8) *ibid.* 51. 80-81

(9) スリランカには、その始まりにおいて仏陀が「慈悲を垂れ、パリッタを唱えて、常に夜叉群の駆逐と庇護のために島を三度右繞された」(*Dīpavamsa* I. p. 80-81) ということが伝えられている。

(10) *Dhammapadatiḥakathā* II. p. 236-237.

(11) *Hathavannagallavīharavamsa* p. 2.

(12) *Jataka* I. p. 396 f.

(13) ビルマでは信者によって用意された糸と砂を前にして、比

丘がパリッタを唱え、その後、砂が聖典の力を持つものとして「対象」に撒かれる儀礼を見ることが出来る。

(14) *Mahāvamsa* 7. 1-16

(15) W. Rāhula : *History of Buddhism in Ceylon* (Colombo, 1956), p. 107 ; 280. cf. R. F. Gombrich : *Precept and Practice*

— *Traditional Buddhism in the Rural Highland of Ceylon* (London, 1971), p. 204.

(19) *Dīghanikāyāṭṭhakathā* III. p. 969-970. cf. Rāhula, op. cit., p. 279.

(17) C<sup>o</sup>, *Pālimuttakavinayaavinicchaya-saṅgaha*, (BE. 2442) p. 11. なお *Pālimutta (vinaya) vinicchaya* 4<sup>th</sup> 13C. の Sāriputta による著作とされる。

(18) この後 DE. III P. 969-970 の記事が収められてくるが本稿で既に掲げているので省略する。

(19) cf. N. Ratnapala : *The Katikāvatas*, p. 293.

(20) 本稿では護呪經典としての「パリッタ」に論及することを避けたが、これについては以下の論文を参照されたい。日暮京雄「Paritta の研究」(大谷学報 9—1)、佐々木教悟「南伝仏教の一樣相——シャム仏教に於ける誦呪」(大谷学報 28—2)、同「タイ仏教における護呪經典について」(仏教研究、創刊号、国際仏教徒協会)、東元慶喜『パリ語仏教常用聖典解説』(駒沢大学パリ文学研究室)、伊原照蓮「小乗呪と密教經典」(智山学報 6)、池田正隆「ビルマの誦誦用仏教護呪經典集 2 種」(鹿児島大学史録 5)、同「ビルマの護呪經典序偈——パリッタ・パリ・ニダーナとその試訳」(大谷中・高等学校研究紀要 No.

10)、ウ・ウェープッラ『南方仏教基本聖典』(中山書房)。その他、文化史、宗教学的立場から論じられた興味深いものに次がある。奈良康明「パリッタ (Paritta) の構造と儀礼」(宗教研究 213)、生野善應「パリッタと儀礼」(『ビルマ仏教—その実態と修行』 p. 271-284)。また、本稿で引用したものの以外の主な外国文献は次の通り。

J. F. Dickson : 'Notes Illustrative of Buddhism as the Daily Religion of the Buddhists of Ceylon and Some Account of their Ceremonies before and after Death', *JRAS-Ceylon Branch*, vol. VIII, No. 29, 1884, pp. 203-236 ; E. Waldschmidt : 'Das paritta', *Baessler-Archiv*, 17, 1934, pp. 139-150 ; A. Bareaux : *La Vie et L'Organisation des Communautés Bouddhiques Modernes de Ceylon* (Institut Français d'Indologie, Pondicherry, 1957), pp. 55-59 ; N. Yalman : 'The Structures of Sinhalese Healing Rituals' in E. B. Harper (ed.), *Religion in South Asia* (University of Washington Press, Seattle, 1964), pp. 115-150 ; M. E. Spiro : *Buddhism and Society—A Great Tradition and its Burmese Vicissitudes* (Harper & Row, 1970), pp. 140-161 ; S. J. Tambiah : *Buddhism and the Spirit Cults in North-east Thailand* (Cambridge University Press, 1970), pp. 195-222 ; L. A. de Silva : *Buddhism—Beliefs and Practices in Sri Lanka* (Colombo, 1974), pp. 81-90.